

### 【第3問】

#### 問題1

甲は、父母と共に岐阜県岐阜市に住んでいた。甲はOLとして働いていたが、浪費癖があり、月末にはいつもお金に困っていた。そこで株で儲けていた母Aは、甲を心配し、「困ったら使いなさい。」と言い自分名義のクレジットカードを甲に渡し、その使用を許可していた。しかし甲は、これまでそれを使うことはしてこなかった。

平成29年9月13日、甲は自身の所有していた自動車のガソリンを入れるため、ガソリンスタンドに行った。甲は、給油の直前財布の中に現金がほとんど無いことに気付き、やむなく母Aに渡されたクレジットカードを使うことにした。店員Bは、甲がカードの名義人A本人だと誤信し、5000円分のレギュラーガソリンを給油した。

このときの甲の罪責を答えよ。

#### 問題2

乙は、無職のギャンブラーで毎月負けに負けを重ね借金ばかり作っていた。そのため、乙の銀行の口座残高は120円しかなかった。乙は平成29年10月1日に、X社のクレジットカードの加盟店であるレストランYにて、自身の口座にほとんどお金が無く、決済時にも代金相当額を口座に用意できないことを秘して、自己名義のクレジットカードを使用し、7300円分の飲食提供を受けた。

このときの乙の罪責を答えよ。

参考判例：最高裁判例平成16年2月9日第二小法廷決定